

財務省告示第二百八十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成十五年三月二十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項、平成十  
四年度における財政運営のため  
の公債の発行の特例等に関する  
法律（平成十四年法律第二十号）

第二条第一項及び財政融資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項及び第五条ノ二

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

四 発行方法

三 振替法の適

用等

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募集

の決定を受け入れた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

口  
非競争入

国債整理基金特別会計法第五条

億八千五百万円は、つき発行した利付国債に  
 づく発行した利付国債に  
 円、同法第五條ノ二の規定に基  
 で七百四十七億七千五百五十  
 利付国債に規定に基き発行した  
 第一項の規に基き発行した  
 国債整理基金特別会計法第五條  
 第二十億三千九百五十万、  
 二億三千九百五十万、  
 ついては、額面金額で三千万、  
 定に基き発行した利付国債に  
 特別会計法第一條第一項の規  
 七十六万五千円、財政融資資  
 は、額面金額で九千八百八十  
 る法律第二條第一項の規定に基  
 めの公債の発行の特例等に關  
 十の四年に於ける財政運営の  
 七十億二千二百五十万、平  
 ついては、額面金額で九千五  
 定に基き発行した利付国債に  
 うち、財政法第四條第一項の規  
 億円金額で一兆七千八百十八

六  
イ  
発行競争額

額面金額で一兆七千八百十八

口  
非競争入

割り当て。応募額を案分により

五  
イ  
募入決定の

各申込みのうち応募額の高低

非競争入札発行」という。以下「  
 とするものによる発行（以下「  
 て得られる価格をその発行価格

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
償還金額	償還期限	後の利子	第二期以後の利子	利率	発行価格	発行価格競争	振替単位	最低額面金	札発行競争	入札発行競争	価格競争	払込金額	札発行	札発行	札発行
額面金額百円につき百円	平成十七年三月二十日	利子を支払う。	て、その日以前六月間に属する	を、支払期におい	毎年三月二十日及び九月二十日	を、支払期におい	て、その日以前六月間に属する	利子を支払う。	平成十七年三月二十日	額面金額百円につき百円	額面金額百円につき百円十銭	額面金額百円につき百円十銭	額面金額百円につき百円十銭	額面金額百円につき百円十銭	額面金額百円につき百円十銭
<p>額面金額 <math>\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}</math></p> <p>す。次号及び第十五号において規定</p> <p>その翌営業日に支払う（以下、</p> <p>が銀行休業日に当たるときは、</p> <p>金額を支払う。ただし、支払期</p> <p>とし、次の算式により算出した</p> <p>平成十五年九月二十日を支払期</p> <p>年〇・一パーセント</p> <p>とし、次の算式により算出した</p> <p>金額を支払う。ただし、支払期</p> <p>が銀行休業日に当たるときは、</p> <p>その翌営業日に支払う（以下、</p> <p>次号及び第十五号において規定</p> <p>す。額面金額 <math>\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}</math></p>															

十七  
十八  
十九

元利金支  
払場所  
入札参加  
者  
払込期日

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成十五年三月二十日